

保護増殖事業認定基準

令和4年7月4日

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（以下「条例」という）第26条第2項に基づく保護増殖事業の認定は、以下の基準を満たすものに限り、行うものとする。

1 認定を受けようとする保護増殖事業の実施者

以下に掲げるもので、申請前の過去に累計3年間以上にわたり保護増殖事業を実施しているか、それに相当する実績を持つ者であること。

- ① 地方公共団体（試験研究機関を含む。）。
- ② 法人または任意団体であって、保護増殖事業の実施を事業内容の一つとして位置づけている者であり、必要な経済的基盤を有するとともに、技術的基盤を有する者からの評価を受けて保護増殖事業を実施する体制を有する者であること。

2 認定を受けようとする保護増殖事業の目標

条例第25条の2の規定に基づき知事が定めた保護増殖事業指針（以下「指針」という。）に掲げる保護増殖事業の目標に合致しているものであること。

3 認定を受けようとする保護増殖事業の実施場所

指針に掲げる区域内および指針に基づく飼育（栽培）繁殖を行う区域内において事業を実施するものであること。実施者が、事業の対象とする実施場所の所有者または管理者と異なる場合は、当該実施場所の所有者または管理者の同意を得ていること。

4 認定を受けようとする保護増殖事業の内容

- ① 指針に掲げる事業の内容に合致し、かつ、「生息地等における生息または生育環境の整備、拡大および繁殖条件の改善等の保全活動」、「当該種の保存を目的とした飼育（栽培）繁殖」のどちらか一つ、または、その両方を内容とするものであること。ただし、基礎的な試験研究および技術開発に関するものは除く。
- ② 飼育（栽培）繁殖を行う場合には、適切な飼育（栽培）繁殖施設および管理者を有するものであること。

5 認定を受けようとする保護増殖事業を行う期間

保護増殖事業の目標を達成するのに十分な期間であること。